

事 務 連 絡
令和元年 8 月 19 日

各都道府県水道行政担当部（局） 御中
各厚生労働大臣認可水道事業者担当部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

民法の一部を改正する法律の施行について（情報提供）

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。以下「改正法」という。）が令和2年4月1日から施行されます。

改正法による改正後の民法（明治29年法律第89号。以下「改正民法」という。）では、消滅時効制度の見直しがされ、職業別の短期消滅時効が廃止されるとともに、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年の消滅時効期間が新設されています。また、改正民法では、不特定多数を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることが双方にとって合理的な取引（定型取引）に用いられる契約条項である「定型約款」に関する規定が新設されています。

つきましては、改正法の施行に当たって、水道事業者が留意すべき事項について、下記のとおり、とりまとめましたので、適切に対応いただくようお願いいたします。なお、本事務連絡は、民法を所管する法務省及び総務省自治財政局公営企業課公営企業経営室と協議の上、作成したものであることを申し添えます。

また、都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、都道府県認可の水道事業者への情報提供をお願い申し上げます。

記

第1 消滅時効期間に関する規定について（改正民法第166条関係）

1 水道料金請求権の取扱い

改正法の施行後は、水道料金請求権の消滅時効は、改正民法第166条に基づき、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき又は権利を行使することができる時から10年間行使しな

いときに完成することとなります。

2 改正法の経過措置

改正法附則第 10 条第 4 項により、施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。）におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例によるとされています。

そのため、改正法の施行日前（令和 2 年 3 月 31 日以前）に締結した給水契約に基づいて発生した水道料金請求権は、改正前の民法第 173 条に基づき、2 年の消滅時効期間が適用されます。これに対し、改正法の施行後（令和 2 年 4 月 1 日以後）に締結された給水契約に基づいて発生した水道料金請求権の消滅時効は、改正民法第 166 条に基づき、権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しないときに完成することとなります。

第 2 定型約款に関する規定について（改正民法第 548 条の 2 から第 548 条の 4 まで関係）

1 供給規程の取扱い

改正民法第 548 条の 2 第 1 項は、「不特定多数の者を相手方とする取引であって内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なもの」を定型取引とし、この「定型取引において契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」を定型約款としました。

水道供給契約の条件を定めた供給規程は、この定型約款に当たるものと考えられますので、改正民法の定型約款に関する規定が適用されます。

2 供給規程が契約内容となるための要件

定型約款については、改正民法第 548 条の 2 第 1 項に基づき、定型約款を契約内容とする旨の合意がされた場合又は定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた場合に限り、定型約款の個別の条項についても合意したものとみなされます。そのため、改正法の施行後は、給水契約の申込み時において、需要者に対して定型約款（供給規程）を契約の内容とする旨を表示すること等が必要となります。電話等による開栓の申込みのみをもって供給を開始し、特段の契約書等を交わさない場合であっても、開栓の申込者に対して定型約款を契約の内容とする旨を表示した書類を郵便受け等に事前に投入しておくこと又は電話等による開栓の申込時に定型約款を契約の内容とする旨を口頭で相手方に伝達することなどの対応が必要となります。

3 供給規程の開示

改正民法第 548 条の 3 第 1 項は、「定型取引を行い、又は行おうとする定

型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない」としています。そのため、水道事業者は、給水区域内の需要者から請求があった場合には、供給規程の内容を表示する必要があります。

なお、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 14 条第 4 項において、「水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない」とされていますが、この周知措置がとられていることのみをもって、改正民法第 548 条の 3 第 1 項にいう表示がされたものとはいえません。

4 定型約款の変更について

改正民法第 548 条の 4 第 1 項は、定型約款準備者が個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができるのは、「変更が相手方の一般の利益に適合するとき」又は「契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき」であると規定しています。

この点、水道事業者が地方公共団体である場合には、供給規程の内容について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項及び同法第 244 条の 2 第 1 項等の規定により、条例で定めなければならないとされており、その内容を変更する際には議会の決議が必要となります。また、水道事業者が地方公共団体以外の場合には、水道法第 14 条第 6 項の規定に基づき、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされています。供給規程の変更がこのような手続を経た上でされるものであることは、定型約款の変更の合理性を基礎づける事情の一つとして考慮されますが、上記のとおり、変更の合理性は、変更の必要性、変更後の内容の相当性等の事情に照らして判断されるものであることに留意する必要があります。

5 改正法の経過措置

改正法附則第 33 条第 1 項において、「新法第 548 条の 2 から第 548 条の 4 までの規定は、施行日前に締結された定型取引（新法第 548 条の 2 第 1 項に規定する定型取引をいう。）に係る契約についても、適用する。ただし、旧法の規定によって生じた効力を妨げない。」と規定されています。

そのため、定型約款に関する規定については、改正法の施行日前（令和 2 年 3 月 31 日以前）に締結された給水契約についても、原則として改正民法が適用されることとなります。もっとも、旧法の規定によって生じた効力は妨げられないため、施行日前に有効に締結された給水契約の効力や内容は、施行日後も影響も受けません。

【参考】

○民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正後の民法(抄)

(債権等の消滅時効)

第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 前二項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(定型約款の合意)

第五百四十八条の二 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

- 一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
- 二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

(定型約款の内容の表示)

第五百四十八条の三 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、

この限りでない。

- 2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(定型約款の変更)

第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
 - 3 第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。
 - 4 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

附 則

(時効に関する経過措置)

第十条 施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であつて、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。）におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第百四十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 施行日前に旧法第百四十七条に規定する時効の中断の事由又は旧法第百五十八条から第百六十一条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。
- 3 新法第百五十一条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合（その合意の内容を記録した電磁的記録（新法第百五十一条第四項に規定する電磁的記録をいう。附則第三十三条第二項において同じ。）によってされた場合を含む。）におけるその合意については、適用しない。

- 4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

(定型約款に関する経過措置)

第三十三条 新法第五百四十八条の二から第五百四十八条の四までの規定は、施行日前に締結された定型取引（新法第五百四十八条の二第一項に規定する定型取引をいう。）に係る契約についても、適用する。ただし、旧法の規定によって生じた効力を妨げない。

- 2 前項の規定は、同項に規定する契約の当事者の一方（契約又は法律の規定により解除権を現に行使することができる者を除く。）により反対の意思の表示が書面でされた場合（その内容を記録した電磁的記録によってされた場合を含む。）には、適用しない。
- 3 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。